かさまつまちづくりガイド

-町が取り組む施策や事業について わかりやすくご紹介します-

8 町税の納付



町税(町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税など)は、私たちの暮らしを支える 大切な資源です。

平成18年度の笠松町の一般会計当初予算では、歳入額53億980万円のうち、町税は24億2,908万 2 千円を見込んでおり、その割合は45.7%と歳入予算総額の約半分近くを占めています。

しかし、景気の低迷などにより、町税収入が伸び悩み、安定した財源の確保が難しくなっています。そんな中、町税の滞納額は年々増え続け、町全体の財政を圧迫し、あらゆる町民サービスにも影響がでないとも限りません。

税負担の公平性を保つためにも、町税は納期内に納めてください。

端納とは…

町税などを納期限内に納めないことを滞納と言い、滞納されたかたを滞納者とよびます。うっかりしていて納め忘れてしまった場合でも、期限内に納めていなければ滞納となります。

湯納すると…

町税を滞納すると、早く納めていただくようにと、催促 の通知書が送付されます。この通知書を督促状といいます。

督促状は、本税のほかに督促手数料 (100円) が加算され、 さらに別途延滞金も加算されることもあります。

町が督促状を発した日から10日を経過した日までに、督促された町税が完納されない場合には、法に基づいて滞納者の財産などを差押えることとなります。

